

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
第 24 条《登録拒否事由》関係 (<u>刑罰法令に触れる行為をした者</u>) 24－6 法第 24 条第 5 号に規定する「<u>刑罰法令に触れる行為をした者</u>」とは、税務官公署の告発、検察庁の起訴又は微罪不起訴等によって次の各号に掲げる行為があったことが明らかである者をいうものとする。 (1) 国税又は地方税に関する法令に規定する国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ若しくは免れさせようとした罪以外の罪に該当する行為 (2) 税理士法又は公認会計士法に規定する罪に該当する行為 (3) 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑法に規定する証拠隠滅、印章及び文書偽造、偽証、職権濫用、収賄、背任又は横領等の罪に該当する行為 <u>(税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者の判定)</u> 24－7 法第 24 条第 6 号ロに規定する登録の申請に関し、当該申請者が「<u>税理士業務を行わせることがその適正を欠くおそれがある者</u>」に該当するか否かについては、過去における当該申請者の非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等を総合的に勘案して判定するものとする。 <u>なお、単に法第 4 条第 4 号から第 11 号までに規定する年数が経過したことのみをもって、当該登録拒否事由に該当しないと判定することがないよう留意する。</u> <u>(税理士の信用又は品位を害するおそれがある者の判定)</u>	第 24 条《登録拒否事由》関係 (<u>刑罰法令にふれる行為をした者</u>) 24－6 法第 24 条第 5 号に規定する「<u>刑罰法令にふれる行為をした者</u>」とは、税務官公署の告発、検察庁の起訴又は微罪不起訴等によって次の各号に掲げる行為があったことが明らかである者をいうものとする。 (1) 国税又は地方税に関する法令に規定する国税又は地方税の賦課又は徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は免れさせ若しくは免れさせようとした罪以外の罪に該当する行為 (2) 税理士法又は公認会計士法に規定する罪に該当する行為 (3) 国税若しくは地方税又は会計に関する事務について刑法に規定する証拠隠滅、印章及び文書偽造、偽証、職権濫用、収賄、背任又は横領等の罪に該当する行為 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u>

改正後	改正前
<u>24－8 過去に非行があった者が法第 24 条第 7 号前段に規定する「税理士の信用又は品位を害するおそれがある者」に該当するか否かについては、当該非行の性質や内容、当該非行からの経過期間、その間における本人の反省や謹慎の具体的状況等に加え、当該非行による社会的影響の大きさやその沈静化の程度等も勘案して判定するものとする。</u> 第 50 条《臨時の税務書類の作成等》関係 （許可を与えない者） 50－2 法第 50 条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合においては、許可を与えないものとする。 (1) 法第 4 条各号の一に該当する場合 (2) 法第 24 条第 1 号又は第 3 号から第 6 号イまでに該当する場合 (3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合	第 50 条《臨時の税務書類の作成等》関係 （許可を与えない者） 50－2 法第 50 条に規定する許可を申請した者が、次の各号の一に該当する場合においては、許可を与えないものとする。 (1) 法第 4 条各号の一に該当する場合 (2) 法第 24 条第 1 号又は第 3 号から第 6 号までに該当する場合 (3) 納税事務の適正な実施を妨げ、又は納税に関する道義を乱すようなおそれがあり、その他税務書類の作成等を行わせるのに適格性を欠くと認められる場合